

# 白浜町道路トンネル個別施設計画

令和2年8月策定  
(令和6年12月改訂)

白浜町

## 目 次

- 1. 計画策定の背景と目的等
  - 1.1 背景と目的
  - 1.2 計画の位置付け
- 2. 老朽化対策における基本方針等
  - 2.1 計画期間
  - 2.2 対象施設
  - 2.3 定期点検要領
  - 2.4 基本方針
  - 2.5 点検結果等
  - 2.6 修繕計画
- 3. 新技術等の活用方針
- 4. 費用の縮減に関する方針

## 1. 計画策定の背景と目的等

### 1.1 背景と目的

インフラ老朽化対策が大きな課題となっている中、国では「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）において「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する」と位置付け、平成 25 年 11 月に基本方針として「インフラ長寿命化基本計画」を策定している。

白浜町においても、過去に建設されたインフラその他の公共施設の老朽化対策による多額の財政需要が予想される中で、公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点をもって長寿命化の取組などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減を図りながら、行政サービスの維持・向上や安全性の確保を図っていくことが求められている。

このため、道路施設については、点検・診断の結果に基づき必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する「予防保全型維持管理」を推進していくことを目標とする。

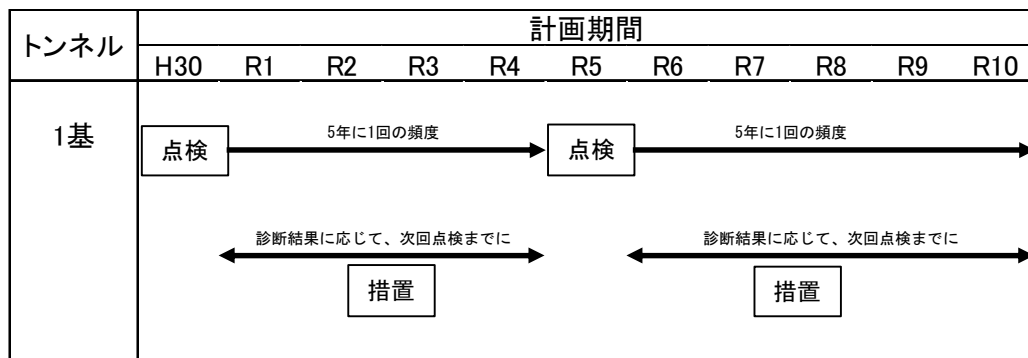
### 1.2 計画の位置付け

本計画は、白浜町が行動計画として策定する「白浜町公共施設等総合管理計画」に基づく、施設類型ごとの長寿命化修繕計画（個別施設計画）として位置づける。

## 2. 老朽化対策における基本方針等

### 2.1 計画期間

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう計画期間は10年とする。本計画では、平成30年度(2018年度)を初年度とし、令和10年度(2028年度)までを計画期間とする。



### 2.2 対象施設

対象施設は、白浜町道におけるトンネルを対象とする(令和6年12月現在 1基)。

対象施設

番号	トンネル名	路線名	延長(m)	幅員(m)	等級	建設年次
1	卒塔婆トンネル	卒塔婆線	44	4.3	D	1916

### 2.3 定期点検要領

定期点検は道路トンネル定期点検要領(令和6年3月 国土交通省 道路局)に基づき実施し、定期点検サイクルは5年に1回の頻度で実施することを基本とする。

## 2.4 基本方針

対象構造物の管理水準については、構造物の機能維持や修繕費等の縮減を勘案し、健全度Ⅱを保持することを基本とする。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

## 2.5 点検結果等

平成30年度に1巡目点検を実施した。

令和5年度に2巡目点検を実施した。

番号	トンネル名	路線名	延長(m)	幅員(m)	等級	判定区分
1	卒塔婆トンネル	卒塔婆線	44	4.3	D	Ⅱ

## 2.6 修繕計画

別表（トンネル修繕計画 R6.12時点）のとおり修繕計画を示す。

（構造物の健全度がⅡであったため、現段階で修繕予定なし）

### **3. 新技術等の活用方針**

令和 10 年度までに、管理するトンネルについて、修繕や点検等に係る新技術等の活用の検討を行うとともに、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等を活用することを目標とする。

### **4. 費用の縮減に関する方針**

令和 10 年度までに、新技術を活用した点検を検討することで、費用を約 1 割程度縮減することを目標とする。

